芦屋市公共施設等総合管理計画(原案)

平成 2 8 年 1 2 月 芦 屋 市

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたち の芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を 定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- わたくしたち芦屋市民は、
 文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
 健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目次(案)

第1	章 計画策定の背景と目的	1
1	背景と目的	1
2	計画の対象施設	2
3	計画の位置づけ	3
第2	2章 公共施設等の現況,将来の見通し及び課題	4
1	公共施設等の現況	4
(1	1) 公共施設の現況	4
(2	2) インフラ施設の現況	11
2	人口についての今後の見通し	17
(1	1) 人口総数の推移と見通し	17
(2	2) 年齢3区分別人口の推移と見通し	18
3	財政の現状と課題	19
(1	1) 財政全般の現状と見通し及び課題	19
(2	2)投資的経費の見通し	23
4	将来更新費用試算	25
(1	1) 試算の条件	25
(2	2) 試算結果	29
5	公共施設等の現況と課題に関する基本認識	32
(1	1) 公共施設等が抱える課題	32
(2	2) 人口の推移及び見通しと課題	33
	3) 財政における現状及び見通しと課題	
第3	3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
1	計画の策定方針	
	 公共施設等マネジメントの理念・目的 	
	2) 計画期間	
	 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 	
	4) 実施方針	
2	取組体制と情報管理	
	1) 取組体制	
	2) 情報管理・共有	
	フォローアップの実施方針	
	1)マネジメントサイクルによるフォローアップ	
第4	l 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	
1	公共施設	45

現状と課題	45
管理に関する基本的な方針	45
インフラ施設	47
道路	47
橋梁	48
公園	49
上水道施設	51
下水道施設	53
供給処理施設	55
	管理に関する基本的な方針

第1章 計画策定の背景と目的

<u>1 背</u>景と目的

わが国では、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して多くの公共施設やインフラ 施設が整備され、本市においても昭和40年代から50年代の人口の増加に伴い、学校や 公営住宅をはじめ多くの公共施設を整備してきました。これらの施設は、建築後30年以 上経過する施設が数多く存在し、今後、建替えや大規模な改修が必要となってきます。

これら建替えや大規模改修には多額の経費が見込まれ,国,地方とも生産年齢人口減 少に伴う税収の減少や高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大など厳しい財政状況 にある中、既存施設の全てを同規模で維持し続けることは困難な状況となっています。

また、人口減少とともに年齢構成、社会情勢の変化に伴い、公共施設等'に対するニー ズも変化していくことも予測されます。

その様な中、平成26年(2014年)4月に総務省より、全国の地方公共団体に対し、 今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管 理計画」の策定に取り組むよう要請がありました。これにより、地方公共団体は、公共 施設, 道路や橋梁などのインフラ施設の全ての「公共施設等」を対象として, 10年以上 の長期視点をもち,財政や人口の見通しとライフサイクルコスト2を考慮した総合管理計 画を策定することになっています。

本市においては、これまで建築物の保全計画をはじめ、道路、公園等のインフラ施設 の長寿命化計画など、各公共施設等の改修、維持管理3について、分野ごとに策定した計 画に基づき整備を進めてきました。

しかしながら、本市においても人口や財政状況を踏まえ、公共施設等の全体を把握し た上で、今後の公共施設等のあり方について、長期的な視点をもって策定することが必 要であり、今後の公共施設等全体の基本方針を定めるものとして「芦屋市公共施設等総 合管理計画」(以下「本計画」という)を策定します。

¹公共施設等:公共施設,公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物のこと。具体的には、いわゆるハコモノの他 道路・橋梁等の土木構造物,公営企業に類する施設(上水道,下水道等),プラント系施設(廃棄物処理場,浄水場,汚水処理場等)等も含む包 括的な概念です。

² ライフサイクルコスト:施設等の計画・設計・施行から維持管理,最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額

³ 維持管理:施設,設備,構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査,補修などのこと。

2 計画の対象施設

本市において対象とする施設は、本市が保有もしくは管理する「公有財産」を対象とします。本市では、庁舎や消防施設、学校、公営住宅などの建物を有する施設を「公共施設」、道路や橋梁、上下水道の管路などの建物を有しない施設を「インフラ施設」とし、「公共施設」と「インフラ施設」を計画の対象施設とします。

なお,本計画においては,市が所有せず管理・運営のみ行っている建物も公共施設と 位置付けています。

また、本計画はこれまでに策定した「公共施設の保全計画」では対象外となっていた 企業会計(病院・上水道など)に関する建物や50㎡未満の建物も対象としています。

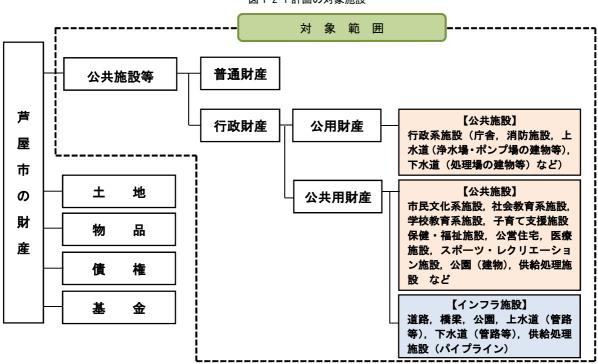


図 1-2-1 計画の対象施設

地方自治法 第238条

■行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産

【公用財産】

市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産

例) 庁舎,消防施設など

【公共用財産】

住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産

例) 市民文化系施設(市民センター,集会所など),社会教育系施設(図書館,博物館など),学校教育系施設(学校など),道路,公園など

■普通財産

行政財産以外の公有財産

3 計画の位置づけ

本計画は、平成25年(2013年)11月の国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として位置づけるとともに、平成26年(2014年)4月に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき作成するものです。

また、本市における位置づけは、市の最上位計画である「第4次総合計画」に即する課題別計画であるとともに、今後の公共施設等の基本方針を定めるものであることから、これまでに策定した「公共施設の保全計画」、「市営住宅等ストック総合活用計画」、「耐震改修促進計画」や各種インフラ長寿命化計画などの個別の公共施設等の計画については、本計画が上位計画であることを踏まえて見直しを行い、個別計画として位置づけていきます。また、「行政改革実施計画」も本計画を踏まえ、公共施設等に関する取組を進めるものとします。

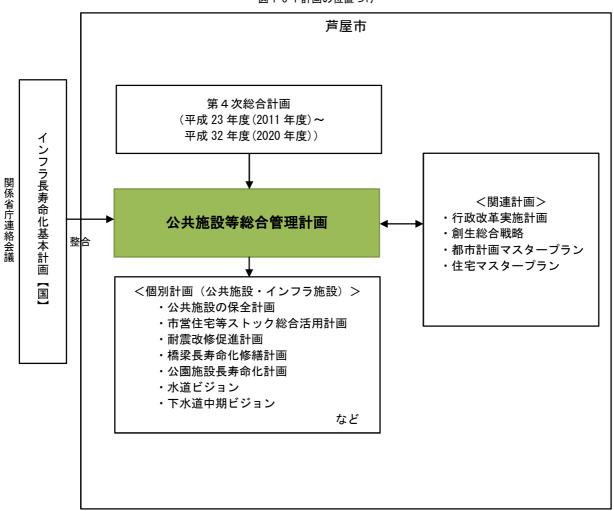


図 1-3-1 計画の位置づけ

第2章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1 公共施設等の現況

(1) 公共施設の現況

ア 公共施設数量の状況

本市の公共施設は,230 施設,延床面積の合計は395,883 ㎡となっています(平成28年(2016年)4月1日時点,所有以外に管理・運営のみの施設も含む)。

また, 市民一人あたりの公共施設延床面積は, 4.2 m²となっています(平成 27 年(2015年) 国勢調査の人口 95, 350 人をもとに算出)。

大分類 中分類 小分類 施設数 施設名称 本庁舎 本庁舎東館 分庁舎 公光分庁舎(南館) 庁舎等 庁舎等 5 ラポルテ本館 (市民サービスコーナ 高浜分署 消防庁舎 奥池分遣所 東山出張所 消防施設 消防施設 8 山手分団 岩園分団 打出分団 精道分団 防災倉庫(朝日ヶ丘小学校) 防災倉庫(打出浜小学校) 防災食庫(宮川小学校) 防災倉庫(精道小学校) 防災倉庫(浜風小学校) 防災倉庫(潮見小学校) 防災倉庫(朝日ヶ丘集会所) 防災倉庫(大原集会所) 防災倉庫 防災倉庫(若宮集会所) 防災倉庫(潮見集会所) 防災倉庫(山手幹線船戸町) (山手幹線翠ヶ丘町) 防災倉庫 24 防災倉庫(山手幹線月若町) 防災倉庫 (山手幹線西芦屋町) 防災倉庫 防災倉庫(親干塚公園) (山手幹線三条南町) 防災倉庫(高近公園) 行政系施設 防災倉庫(前田公園) 防災倉庫(清水公園) 防災倉庫(西近公園) 防災倉庫(東浜公園) 防災倉庫(川西運動場) 防災倉庫(芦屋下水処理場) 防災倉庫(市民センター) その他行政系施設 ※防災倉庫併設 ※防災倉庫併設 (山手中,第2体育館地下) ※防災倉庫併設 (山手小,倉庫,WC棟地下) ※防災倉庫併設 (奥池分遣所) (岩園小,給食室の地下) ※防災倉庫併設 (宮塚公園便所) ※防災倉庫併設 ※防災倉庫併設 ※防災倉庫併設 (大桝公園倉庫と一体) 津知公園倉庫と一体) (春日公園便所) ※防災倉庫併設 ※防災倉庫併設 (呉川公園便所と ※防災倉庫併設 ※防災倉庫併設 (陽光公園便所と 併設防災倉庫 新浜保育所便所と (南宮公園倉庫と ※防災倉庫併設 (南浜公園便所と ※防災倉庫併設 (涼風西公園便所と一体) ※防災倉庫併設 ※防災倉庫併設 (総合公園便所と (岩ヶ平公園便所) ※防災倉庫併設 防災倉庫併設 (涼風東公園便所と一体) (芦屋公園便所と一体) 朝日ヶ丘地区集会所 奥池地区集会所 三条地区集会所 翠ヶ丘地区集会所 大原地区集会所 前田地区集会所 春日地区集会所 茶屋地区集会所 集会所 13 打出地区集会所 竹園地区集会所 西蔵地区集会所 浜風地区集会所 集会施設 潮見地区集会所 市民文化系施設 公光分庁舎(北館,男女共同参画センター,市民活動セン 潮芦屋交流センター ター) その他集会所 江尻川会館 日吉会館 市民センター(市民会館(ル ナ・ホールを含む)、公民館、老人福祉会館) 文化施設 市民センター ※大原地区集会所 ※打出教育文化センター 図書館 図書館 図書館 3 (打出分室) 社会教育系施設 美術博物館 谷崎潤一郎記念館 富田砕花旧居 三条分室 博物館等 博物館等 湾岸下文化財倉庫

表 2-1-1 公共施設一覧(1)

各施設の大分類、中分類は総務省の分類に基づいています

[※]は複合施設のうち主となる施設以外の施設

[●]は建物を所有せず市が管理・運営している施設

表 2-1-1 公共施設一覧(2)

大分類	中分類	小分類	施設數		施設	名称	,
				朝日ヶ丘小学校	山手小学校	岩園小学校	打出浜小学校
学校教育系施設	学校	小学校	8	宮川小学校	精道小学校	浜風小学校	潮見小学校
于权权目示厄政		中学校	3	山手中学校	精道中学校	潮見中学校	
	その他教育施設	その他教育施設	1	打出教育文化センター			
		保育所	6	岩園保育所	打出保育所	精道保育所	大東保育所
	幼稚園・保育所			新浜保育所 朝日ヶ丘幼稚園	緑保育所 岩園幼稚園	西山幼稚園	小槌幼稚園
		幼稚園	8	宮川幼稚園	精道幼稚園	伊勢幼稚園	潮見幼稚園
子育て支援施設				※やまのこ学級	※わんぱく学級 (山手小学校)	※すぎのこ学級	※はまゆう学級
	児童施設	児童施設	9	(朝日ヶ丘小学校) ※なかよし学級	※ひまわり学級	(岩園小学校) ※らいおん学級	(打出浜小学校) ※しおかぜ学級
				(宮川小学校) ※上宮川文化センター	(精道小学校)	(浜風小学校)	(潮見小学校)
				(児童センター) ●※保健福祉センター(保健			
	保健施設	保健施設	1	センター,歯科センター)			
/D // A=+1 +/- =D.		福祉施設	2	●保健福祉センター (福祉センター)	上宮川文化センター (隣保館)		
保健・福祉施設	福祉施設	高齢福祉施設	4	※三条分室	養護老人ホーム和風園	芦屋ハートフル福祉公社	シルバーワークプラザ
		障がい福祉施設	2	(デイサービスセンター) みどり地域生活支援セン	すくすく学級		
		P470 0 III III III III		9-		4 Pr. 4 4	ш ш т
				●朝日ヶ丘公社住宅	朝日ヶ丘町住宅	岩園町住宅	岩園町テラス住宅
				翠ヶ丘町22番住宅	翠ヶ丘町23番住宅	翠ヶ丘町西住宅	楠町住宅
		市営住宅	21	宮塚町住宅	宮塚町2番住宅	南宮町住宅	大東町4番住宅
公営住宅	公営住宅			大東町5番住宅	大東町11番住宅	大東町14番住宅	大東町15番住宅
				大東町16番住宅	大東町17番住宅	浜町住宅	西蔵町住宅
				南芦屋浜団地			
		改良住宅	3	上宮川町住宅	改良店舗	若宮町住宅	
		従前居住者用住宅	4	大原町住宅(ラモール芦屋)	清水町住宅	津知町住宅	精道町住宅
医療施設	医療施設	医療施設	2	芦屋病院	●休日応急診療所		
スポーツ・レクリエー	スポーツ施設	スポーツ施設	4	体育館・青少年センター	朝日ヶ丘公園水泳プール	海浜公園水泳プール (管理棟,更衣室)	芦屋公園庭球場
ション系施設		その他(倉庫)	1	(青少年センター) 旧国体カヌー艇庫	(管理棟,売店,便所棟)	(官理保,更改至)	
		CO IC (A)	•		か (中八里(原彰佳)	**亚八国/唐司柱》	**四八国/序記は\
				東芦屋公園(便所棟)	松ノ内公園(便所棟)	業平公園(便所棟)	前田公園(便所棟)
				春日公園(便所棟)	宮塚公園(便所棟)	大桝公園(便所棟)	川西運動場(便所棟)
				津知公園(便所棟)	打出公園(便所棟)	打出浜公園(便所棟)	南宮公園(便所棟)
		n en canal s		南宮浜公園(便所棟)	大東公園(便所棟)	西浜公園(便所棟)	東浜公園(便所棟)
公園	公園	公園(建物)	31	呉川公園(便所棟)	陽光緑地(便所棟)	陽光公園(便所棟)	南浜公園(便所棟)
				涼風西公園(便所棟)	総合公園 (管理・クラブハウス・緑のリ サイクル棟・便所棟)	芦屋中央公園(便所棟)	芦屋公園(便所棟)
				南緑地(便所棟)	仲ノ池緑地(便所棟)	親水西公園(便所棟)	岩ヶ平公園(便所棟)
				親水中央公園(便所棟)	海浜公園(便所棟)	涼風東公園(便所棟)	
				奥山浄水場	奥山貯水池	奥池浄水場	六麓荘高区配水池
上水道施設	上水道施設	上水道施設	12	朝日ヶ丘ポンプ場	第1中区配水池倉庫	資材管理事務所	低区配水池弁室
工水造池改	工小坦旭政	(建物)	12				
				高座川浄水場	第2工区中継ポンプ場	第4工区中継ポンプ場	第2中区配水池電気室
下水道施設	下水道施設	下水道施設	5	奥山制水池	南宮ポンプ場	大東ポンプ場	芦屋下水処理場
T STABLE	1 AND DE LOCAL	(建物)		南芦屋浜下水処理場			
供給処理施設	供給処理施設	供給処理施設	1	環境処理センター			
				阪急芦屋川駅南月若自転	阪神打出駅前自転車駐車	JR芦屋駅北自転車駐車場	阪神芦屋駅西自転車駐車
		自転車駐車場 (建物)	6	車駐車場 阪急芦屋川駅北自転車駐	場		場
				車場	JR芦屋駅南自転車駐車場3		
7.00	7.014	自動車駐車場	1	JR芦屋駅北駐車場 たしめ温息	小菇埕	雲周東教所	口芒员全统
その他	その他			あしや温泉	火葬場	霊園事務所	旧芦屋会館
		その他	14	公光町倉庫	陽光町倉庫	業平町倉庫	呉川町倉庫
		C 77 IIS	17	JR芦屋駅前南広場エレベー タ棟	JR芦屋駅前広場地下通路 (トイレ部分)	芦屋川駅前広場 (便所棟)	南芦屋浜自転車保管所管 理事務所
				山手幹線ポンプ棟	芦屋駅前交番(船戸町)		
タセニュー		シュチャンシャン		(受電設備含む)			

各施設の大分類、中分類は総務省の分類に基づいています

●は建物を所有せず市が管理・運営している施設

[※]は複合施設のうち主となる施設以外の施設

表 2-1-2 公共施設の施設数,延床面積

大分類	中分類	施設数		延床面積	
		(箇所)	構成比	(m³)	構成比
	庁舎等	5	2.2%	28,579	7.2%
行政系施設	消防施設	8	3.5%	4,785	1.2%
	その他行政系施設	42	18.2%	809	0.2%
市民文化系施設	集会施設	17	7.4%	5,874	1.5%
中氏人七未爬故	文化施設	1	0.4%	10,365	2.6%
社会教育系施設	図書館	3	1.3%	3,339	0.8%
11五数月水池改	博物館等	5	2.2%	5,504	1.4%
学校教育系施設	学校	11	4.8%	89,911	22.7%
于 汉 教育永旭政	その他教育施設	1	0.4%	1,062	0.3%
 子育て支援施設	幼稚園・保育所	14	6.1%	13,150	3.3%
丁月 (又抜肥設	児童施設	9	3.9%	998	0.3%
 保健・福祉施設	保健施設	1	0.4%	1,457	0.4%
不健 抽化心改	福祉施設	8	3.5%	13,346	3.4%
公営住宅	公営住宅	28	12.2%	119,061	30.1%
医療施設	医療施設	2	0.9%	20,738	5.2%
スポーツ・レクリエー ション系施設	スポーツ施設	5	2.2%	11,464	2.9%
公園	公園	31	13.5%	3,000	0.8%
上水道施設	上水道施設	12	5.2%	1,299	0.3%
下水道施設	下水道施設	5	2.2%	26,946	6.8%
供給処理施設	供給処理施設	1	0.4%	17,585	4.4%
その他	その他	21	9.1%	16,611	4.2%
4	計	230	100.0%	395,883	100.0%

複合施設は施設数を1施設として計上。複合施設の延床面積は主たる施設と分けて計上可能なものは分けて計上し、分けて計上不可能な施設は主たる施設に計上。

本ページ以降の構成比については、四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

イ 施設類型別の状況

(7) 施設数

施設類型別に施設数の構成をみる と「行政系施設」が23.9%(55施設) と最も高く, 次いで「公園」が 13.5% (31 施設),「公営住宅」が 12.2% (28 施設)となっています。

図 2-1-1 施設類型別施設数

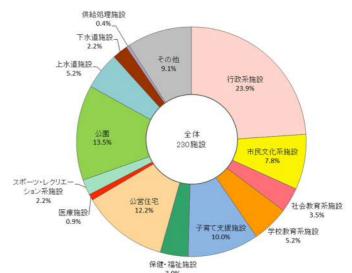


図 2-1-2 施設類型別延床面積

供給処理施設 4.4%

上水道施設。 下水道施設 市民文化系施設 その他 行政系統設 4.1% 公園 社会教育系施設 2.2% スポーツ・レクリエ ション系施設 医療施設 全体 395,883 m² 学校教育系施設 23.0% 公営住宅

(イ)延床面積

施設類型別の延床面積の構成比をみる と、「公営住宅」が 30.1% (119,061 m²) と最も高く,次いで「学校教育系施設」 が23.0% (90,973 ㎡),「行政系施設」が 8.6% (34,173 m²) となっています。

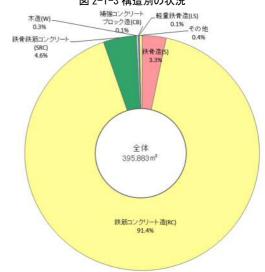
ウ 構造別の状況

構造別の延床面積の構成比をみると, 「鉄筋コンクリート造 (RC)」が 91.4% (361,708 m²) で全体の約9割を占めて おり,次いで「鉄骨鉄筋コンクリート (SRC)」が 4.6% (18,022 m²),「鉄骨造 (S)」が 3.3% (13,032 m²) となってい ます。

図 2-1-3 構造別の状況

子育て支援施設

保健·福祉施設



エ 建築年別の状況

(7) 施設類型別・建築年度別の整備状況

公共施設の整備状況を施設類型別・建築年度別の延床面積でみると、昭和40年代から50年代にかけて学校教育系施設、保育所、公営住宅等を中心に施設整備を行っており、延床面積が増加しています。その後は、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災以降に被災者の生活再建のための災害復興公営住宅や体育館の建替えなどを行ってきました。近年では、平成24年(2012年)に芦屋病院の新病棟、平成27年(2015年)に市役所本庁舎東館を整備しています。

本市の公共施設を建築年度別にみると、下記グラフ破線に示す通り3つの山があり、 高度成長期の経済成長及び芦屋浜地区整備に伴う人口増加時期、いわゆるバブル景気 により税収等が豊かであった時期、並びに阪神・淡路大震災の復旧・復興時期に多く の整備を行っています。

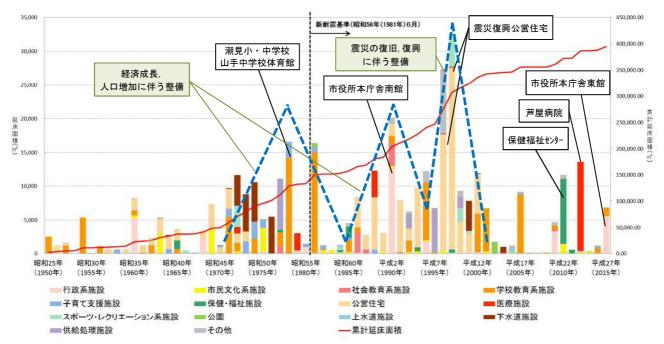


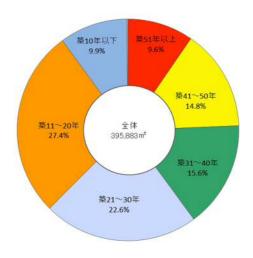
図 2-1-4 施設類型別・建築年度別の整備状況

(イ)築年数別の状況

築年数別に延床面積の構成比をみると、「築11~20年」が27.4%(108,623㎡)で最も多く、次いで「築21~30年」の施設が22.6%(89,430㎡)、「築31~40年」が15.6%(61,570㎡)となっています。

また, 築 31 年以上の棟は, 全体の40.0%となっており, このまま全てを維持し続けると 10 年後には 62.6%に達します。

図 2-1-5 築年数別延床面積構成比



オ 市民一人あたりの公共施設延床面積の状況

本市の市民一人あたりの公共施設延床面積を総務省公共施設状況調経年比較表(平成26年度(2014年度)調査)からみると、全国平均では3.77㎡で、本市は3.39㎡で、1,741団体中1,315番目の水準となっています。この数値を類似団体⁴や近隣自治体と比較した結果を以下に示します。

(7)類似団体との比較

市民一人あたりの公共施設延床面積を類似団体と比較しますと,類似団体全体平均が3.89 ㎡で,本市は198 団体中101番目の水準となっており,概ね平均的な水準となっています。

下記のグラフでは、関西地方における類似団体のうち人口規模 (80,000 人~100,000 人) と合併状況 (非合併自治体) が似た5団体と比較しています。

(イ) 近隣自治体との比較

市民一人あたりの公共施設延床面積を近隣自治体と比較すると、3番目に多くなっており、8自治体全体では平均的な水準となっています。

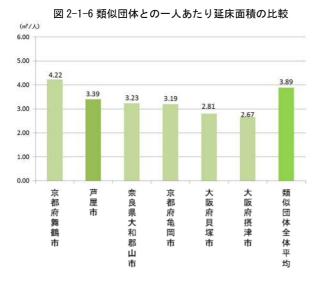


図 2-1-7 近隣自治体との一人あたり延床面積の比較



出典:総務省公共施設状況調経年比較表 (平成 26 年度(2014年度)) 総務省類似団体別市町村財政指数表 (平成 26 年度(2014年度)) 住民基本台帳に基づく人口,人口動態及び世帯数(平成27年(2015年)1月1日)

⁴ 類似団体:全国の市町村を指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、その他の一般市と町村は、人口と産業構造に応じ、一般市を16 類型に、町村を15 類型に区分している。これにより、人口・産業構造が類似した団体同士での経済状況等の比較等が可能となる。

(2) インフラ施設の現況

本市の主なインフラ施設(道路,橋梁,上水道,下水道,公園,パイプライン)の保 有状況は以下の通りです。

表 2-1-3 本市の主なインフラ施設

分類	項目		数量	備考
道路	延長		208,909m	平成28年(2016年)4月1日
追聞	面積	一一次28年(2010年)4月1日		
橋梁	橋梁数		85橋	平成28年(2016年)4月1日
作木	橋梁延長		1,314m	一块20年(2010年)4月1日
公園	公園数	161箇所	都市公園:144箇所 都市公園以外:17箇所	- -平成28年(2016年)4月1日
五風	面積	933,946 m ²	都市公園: 594,730㎡ 都市公園以外: 339,216㎡	一,
	給水人口		94,903人	
	配水管延長		238,549m	
上水道	配水量総量	10	0,425,958m ³	平成28年(2016年)4月1日
	給水栓数		43,963件	
	消火栓数		924件	
	排水区域内人口	96,079人		
下水道	管渠延長		316km	平成28年(2016年)4月1日
1 小道	排水区域面積		1,118ha	
	終末処理場数	2箇所		
	地域	2地域	芦屋浜·南芦屋浜	
パイプライン	面積	160ha	芦屋浜:120ha 南芦屋浜:40ha	平成28年(2016年)4月1日
	延長	19.6Km	菅屋近 · 12 0km	

出典:道路・・・道路台帳,上水道・・・水道工務課資料,橋梁・・・道路課資料,下水道・・・下水道課資料,公園・・・公園緑地課資料,パイプライン・・・環境施設課資料

ア 道路

本市の道路(市道)は、延長209Km、面積1,669,020 m²となっています。

表 2-1-4 道路の現況

	種 別	路線数	延 長(km)
市道		860	209
	1級	29	25
	2級	17	19
	その他	813	164
	自転車歩行者専用道路	1	1

出典:道路台帳(平成28年(2016年)4月1日)

イ 橋梁

本市が管理する橋梁は85橋となっており、このうち50年以上経過する高齢化橋梁は、 平成26年度(2014年)時点で約29%となっていますが、今後20年後には約77%となり、急速に高齢化橋梁が増大します。

このような背景から本市では、今後増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、平成27年(2015年)2月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画的な対策の実施ができるよう適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図ることとしています。

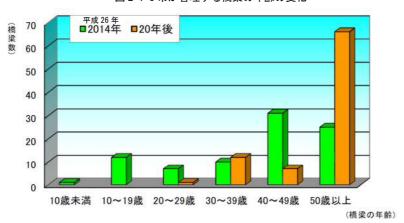


図 2-1-8 市が管理する橋梁の年齢の変化

出典:橋梁長寿命化修繕計画の概要(平成27年(2015年)2月)

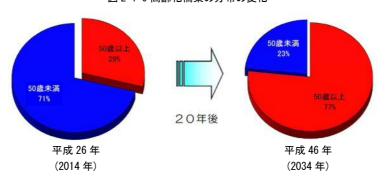


図 2-1-9 高齢化橋梁の分布の変化

出典:橋梁長寿命化修繕計画の概要(平成27年(2015年)2月)

ウ 公園

本市の公園は,都市公園が144箇所,594,730 m²,都市公園以外の公園が17箇所,339,216 m²となっており、市全体で161箇所,933,946 m²となっています。

昭和30年代から昭和50年代にかけて設置された公園が多く、施設の老朽化が進んでいます。

このような背景から本市では、平成23年(2011年)6月に「公園施設長寿命化計画」を策定し、その後、平成28年(2016年)2月に計画を見直し、公園施設の予防保全型管理による公園利用者の安全性かつ快適性の確保、維持管理費用の平準化と可視化、ライフサイクルコストの縮減を図ることとしています。

表 2-1-5 都市公園など一覧

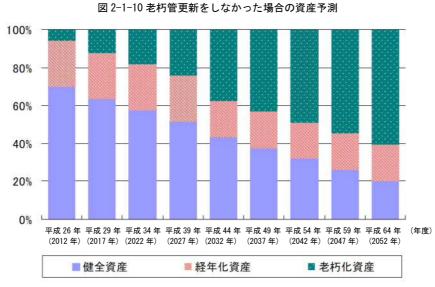
	種 別	施設数	面積(㎡)	
	総合公園	1	100,245	
	地区公園	1	49,622	
都市	近隣公園	6	112,514	
公園	街区公園	92	157,842	
_	都市緑地	44	174,507	
	都市公園合計	144	594,730	
都	その他緑地	5	163,787	
市公	霊園	1	170,389	
園以	広場	11	5,04	
外	都市公園以外合計	17	339,216	
	슴計	161	933,946	

出典:公園緑地課資料(平成28年(2016年)4月1日現在)

工 上水道

本市の上水道は、配水管総延長 239km ですが、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて 布設されたものが約 70km を占めており、老朽化により更新5の時期を迎えています。

また、法定耐用年数 40 年を経過した送配水管の延長は、平成 28 年(2016 年) 時点で全体の 30%を占めており、今後一層の老朽化が進みます。なお、管の更新を行わない場合、平成 64 年度(2052 年度) には経年化資産⁶及び老朽化資産⁷が 80%を占めることになります。このような背景から本市では、「持続ある水道」「安心で安定した水道」「環境」「情報公開」を経営目標に掲げ平成 21 年 (2009 年) 9 月に「水道ビジョン」を策定し、水道事業の改善を図ることとしています。



出典: 水道ビジョン (平成 26 年(2014年) 3月)

-

⁵ 更新:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り換え、同程度の機能に再整備すること。

⁶ 経年化資産:法定耐用年数を超過し,更新時期に来ている資産のこと。ただし,資産の劣化状況や重要度によっては,継続使用することもできる。

⁷ 老朽化資産: 法定耐用年数から一定の期間を経過し、事故・故障等を未然に防止するために速やかに更新すべき資産のこと。

才 下水道

本市の公共下水道は、昭和 10 年 (1935 年) に下水道事業計画許可を受け下水道建設 に着手しています。

下水道普及率は、平成19年(2007年)3月に100%となっています。

管渠については、316km 布設済となっており、そのうち法定耐用年数 50 年を経過した 管路もあり、老朽化が進んでいます。

このような背景から本市では、平成 23 年度 (2011 年度) に下水道の取り組むべき課題や施策を示した基本構想として「下水道中期ビジョン」を策定し、下水道事業の改善を図ることとしています。

表 2-1-6 下水道施設の状況

種類	項目	延長
管 渠	管渠布設済延長	316km (分流汚水)186km (合 流)65km (雨 水)65km

出典:下水道課資料

カ パイプライン

パイプラインは、芦屋浜地域と南芦屋浜地域の2地域において、まちづくりに合せて導入しています。芦屋浜地域の設置は昭和54年(1979年)であり、40年近く経過しているものの、本格的な改修は行っておらず、施設の老朽化等により、今後、維持管理費や補修費、更新費用の増加が考えられるため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めていく必要があります。

表 2-1-7 パイプラインの状況

項目	芦屋浜地域	南芦屋浜地域		
設置	昭和54年 (1979年)	平成10年 (1998年)		
延長(km)	12.0	7.6		
投入口(箇所) (市管理分)	98	29		
貯留施設(箇所)	99	31		

出典:環境施設課資料

2 人口についての今後の見通し

(1) 人口総数の推移と見通し

本市の人口総数の推移をみると、平成7年(1995年)までは増加を続けていましたが、阪神・淡路大震災の影響により、一旦減少しました。その後は震災復興事業に伴って徐々に人口は回復し、平成17年(2005年)には震災前の人口を上回り、9万人を超え、平成22年(2010年)は93,238人、平成27年(2015年)は95,350人となっています。

今後の人口総数の見通しを「将来人口推計報告書(平成27年(2015年)3月)」及び「人口ビジョン(平成28年(2016年)3月)」における長期目標からみると、平成72年(2060年)にそれぞれ73,848人、86,876人と見通され、平成27年(2015年)の人口と比較して、それぞれ約23%、約9%の減少となります。



昭和45年昭和50年昭和55年昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年平成17年平成22年平成27年平成32年平成37年平成42年平成47年平成52年平成57年平成62年平成67年平成67年平成72年(1970年)(1975年)(1980年)(1985年)(1990年)(1995年)(2000年)(2005年)(2010年)(2015年)(2020年)(2025年)(2030年)(2035年)(2040年)(2045年)(2045年)(2050年)(2055年)(2060年)

--- 将来人口推計報告書(平成27年(2015年)3月) - ◆-人口ビジョン(平成28年(2016年)3月)(本市の人口減少対策による目標値)

出典: 実績値: 昭和 45 年 (1970 年) ~平成 27 年 (2015 年) 国勢調査 推計値: 将来人口推計報告書, 人口ビジョン

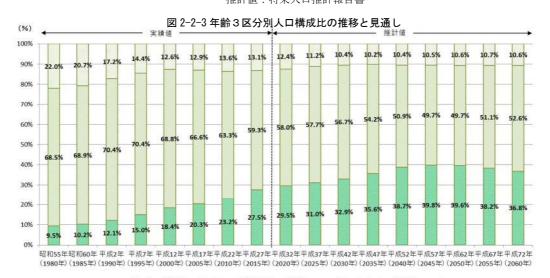
(2) 年齢3区分別人口の推移と見通し

国勢調査から本市の年齢3区分別人口の推移をみると,年少人口は阪神・淡路大震災の影響により,平成7年(1995年)に大きく減少しましたが,平成17年(2005年)から平成22年(2010年)まで増加し,平成27年(2010年)に再び減少に転じました。生産年齢人口も阪神・淡路大震災の影響により,平成7年(1995年)に大きく減少し,その後は平成17年(2005年)まで増加傾向にありましたが,平成22年(2010年)に再び減少に転じました。高齢者人口は一貫して増加傾向にあります。また,平成7年(1995年)を境に高齢者人口が年少人口を上回る状況になっています。

今後の見通しを「将来人口推計報告書(平成27年(2015年)3月)」からみると、平成72年(2060年)に年少人口が7,850人,生産年齢人口が38,851人,高齢者人口が27,147人と見通しています。これは、平成27年(2015年)の人口と比較して、年少人口が約37%減少、生産年齢人口が約31%減少、高齢者人口が約3%増加すると見通しており、年少人口、生産年齢人口ともに大きく減少すると見通しています。



■老年人口(実数)65歳以上 □生産年齢人口(実数)15~64歳 □年少人口(実数)0~14歳 出典:実績値:昭和45年(1970年)~平成27年(2015年)国勢調査 推計値:将来人口推計報告書



■老年人口(割合)65歳以上 □生産年齢人口(割合)15~64歳 □年少人口(割合)0~14歳

出典: 実績値: 昭和 45 年 (1970 年) ~平成 27 年 (2015 年) 国勢調査 推計値: 将来人口推計報告書

3 財政の現状と課題

(1) 財政全般の現状と見通し及び課題

ア 歳入

本市の普通会計歳入について過去 10 年間の推移をみると, 市の経常的で自由な裁量をもつ一般財源⁸である「市税」,「地方交付税⁹」等の財源は, 概ね 250 億円前後を推移しており, 平均では約 256 億円となっています。

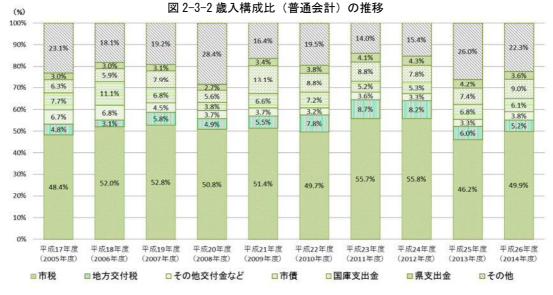
また, 使途が特定される「国県支出金」,「市債¹⁰」等の特定財源¹¹は 120 億円から 200 億円を推移しており, 平均では約 160 億円となっています。

今後,中長期的には人口が減少,特に生産年齢人口が減少すると予測していることから,市税等収入への影響が懸念されます。



図 2-3-1 歳入(普通会計)の推移

出典: 芦屋市財務統計



出典: 芦屋市財務統計

^{*} 一般財源:地方公共団体の収入分類法の一つ。地方公共団体の収入は,その使途が特定されていない一般財源と,その使途が特定の目的に限定されている特定財源とに区分される。

⁹ 地方交付税:地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金のこと。

¹⁰ 市債:市が建設事業費等の財源を調達するために行う長期の借入のこと。

¹¹ 特定財源:使途が特定の目的に限定されている財源のこと。

表 2-3-1 歳入の推移

(単位:百万円

		平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	10ヶ年平均	構成比
	市税	20, 927	22, 168	21, 334	21, 904	21, 523	20, 864	20, 687	20, 830	21, 419	22, 047	21, 370	33.0%
	地方交付税	2, 060	1, 300	2, 356	2, 115	2, 309	3, 277	3, 216	3, 050	2, 798	2, 309	2, 479	3.8%
	その他交付金など	2, 909	2, 911	1, 808	1, 615	1, 537	1, 341	1, 334	1, 226	1, 535	1, 697	1, 791	2.8%
	経常的一般財源 計	25, 896	26, 379	25, 499	25, 634	25, 369	25, 482	25, 237	25, 106	25, 752	26, 052	25, 641	39.6%
普通	市債	3, 327	4, 726	2, 736	1, 654	2, 766	3, 033	1, 919	1, 963	3, 173	2, 709	2, 801	4. 3%
会計	国庫支出金	2, 719	2, 532	3, 210	2, 419	5, 476	3, 686	3, 255	2, 906	3, 427	3, 989	3, 362	5. 2%
nı	県支出金	1, 296	1, 258	1, 236	1, 183	1, 427	1, 601	1, 528	1, 589	1, 942	1, 611	1, 467	2. 3%
	その他	9, 989	7, 719	7, 744	12, 228	6, 862	8, 212	5, 180	5, 752	12, 079	9, 859	8, 562	13. 2%
	特定財源等 計	17, 331	16, 235	14, 926	17, 484	16, 531	16, 532	11, 881	12, 209	20, 620	18, 168	16, 192	25. 0%
	普通会計 合計	43, 227	42, 614	40, 425	43, 118	41, 900	42, 013	37, 118	37, 315	46, 373	44, 220	41, 832	64.6%
	国民健康保険	7, 211	7, 759	8, 726	8, 211	8, 539	8, 861	9, 201	9, 444	9, 526	9, 620	8, 710	13.4%
	下水道事業	3, 544	3, 573	3, 590	2, 876	2, 526	2, 914	2, 765	2, 780	2, 461	2, 452	2, 948	4.6%
	都市再開発事業	41	45	52	58	59	115	42	9	55	39	52	0.1%
特	老人保健医療事業	8, 190	8, 093	7, 867	804	32						4, 997	7. 7%
別会	駐車場事業	294	300	309	318	327	336	337	338	336	306	320	0.5%
ät	介護保険事業	4, 896	5, 079	5, 570	5, 773	5, 806	6, 151	6, 485	6, 734	7, 163	7, 600	6, 126	9.5%
	宅地造成事業	3, 320	620	1, 179	749	459	1, 326	519	103	65	200	854	1.3%
	後期高齢者医療事業				1, 261	1, 314	1, 395	1, 425	1, 552	1, 686	1, 817	1, 493	2. 3%
	特別会計 合計	27, 497	25, 469	27, 293	20, 051	19, 062	21,097		20, 960	21, 292	22, 034	22, 553	34. 8%
財	打出・芦屋	920	930	.,	498	73	11	24	31	111	27	402	0.6%
産区	三条・津知	2	2	2	3	2	3	5	4	4	3	3	0.0%
	財産区 合計	922	932	1, 395	501	75	14	29	35	115	30	405	0.6%
	歳入合計 (連結)	71, 646	69,015	69, 113	63, 670	61,037	63, 124	57, 922	58, 310	67, 780	66, 284	64, 790	100.0%

出典:芦屋市財務統計

その他交付金など:地方譲与税,利子割交付金,配当割交付金,株式等譲渡所得割交付金,地方消費税交付金,ゴルフ場利用税交付金,自動車取得税交付金,地方特例交付金,交通安全対策特別交付金

イ 歳出

本市の普通会計歳出について過去 10 年間の平均をみると,制度的に支出が義務づけられている「義務的経費¹²」は約 200 億円から約 220 億円程度で推移しており、その内訳をみると、「人件費」及び「公債費¹³」は減少傾向にある一方、「扶助費」は児童手当や保育所の定員拡大などの少子化対策、障がい福祉施策等により、増加傾向にあります。

公共施設等の整備等に要する経費である投資的経費¹⁴の推移をみると,約 22 億円から約 100 億円と年度によって費用が異なっていますが,平均では約 58 億円となっています。

今後,歳入の増加を見込むことは難しい状況の中,義務的経費である扶助費の増加が引き続き予想され、投資的経費への配分を増加することは難しくなります。



図 2-3-3 歳出(普通会計)の推移



出典:芦屋市財務統計

出典:芦屋市財務統計

¹² 義務的経費:地方自治体の経費のうち,支出が義務的で任意では削除できない経費のこと。歳出のうち特に人件費,公債費,扶助費が義務的 経費となる。

¹³ 公債費:借り入れた市債などの元利償還費と一時借入金の利息の合計のこと。

^{**} 投資的経費:支出の効果が資本形成に向けられ、公共施設やインフラ施設などの整備に用いられ将来に残るものに支出される経費のこと。

表 2-3-2 歳出の推移

(単位·百万円)

												(単位	::百万円)
	区分	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	10ヶ年平均	構成比
	人件費	9, 206	8, 141	8, 292	8, 308	8, 168	7, 875	7, 913	7, 699	7, 579	7, 173	8, 035	12. 6%
	物件費	4, 209	4, 457	4, 326	4, 352	4, 537	4, 712	5, 250	5, 378	6, 191	6, 095	4, 951	7. 8%
i	維持補修費	189	300	417	507	586	568	511	597	340	366	438	0. 7%
普	扶助費	2, 820	2, 726	3, 109	3, 237	3, 478	5, 075	5, 422	5, 243	5, 408	5, 822	4, 234	6. 7%
通	補助費等	1, 730	1, 225	1, 339	1, 413	2, 676	1, 238	1, 229	1, 188	1, 387	1, 565	1, 499	2. 4%
会計	投資的経費	6, 528	7, 099	6, 690	4, 983	7, 190	4, 874	2, 188	2, 247	10, 128	6, 248	5, 818	9. 2%
P1	公債費	9, 951	10, 327	9, 864	14, 865	9, 005	11, 184	7, 641	7, 835	9, 577	9, 666	9, 992	15. 7%
	積立金・投資及び出資金・貸付	2, 437	3, 704	2, 140	1, 322	1, 706	2, 221	1, 539	2, 557	806	1, 951	2, 038	3. 2%
	繰出金	3, 381	3, 925	3, 527	3, 560	3, 761	3, 723	3, 835	3, 932	4, 044	4, 168	3, 786	6. 0%
	普通会計 合計	40, 450	41, 903	39, 705	42, 547	41, 109	41, 471	35, 526	36, 676	45, 460	43, 054	40, 790	64. 2%
	国民健康保険事業	7, 303	7, 863	8, 676	8, 261	8, 598	8, 856	9, 108	9, 389	9, 361	9, 434	8, 685	13. 7%
	下水道事業	3, 497	3, 564	3, 559	2, 858	2, 494	2, 902	2, 762	2, 773	2, 450	2, 441	2, 930	4. 6%
	都市再開発事業	18	19	19	19	24	83	10	9	26	15	24	0.0%
特	老人保健医療事業	8, 257	8, 078	7, 935	826	27	8					4, 188	
別会	駐車場事業	293	299	309	318	327	335	337	338	335	306	320	0. 5%
ät	介護保険事業	4, 874	5, 072	5, 516	5, 737	5, 752	6, 147	6, 481	6, 734	7, 041	7, 466	6, 082	9. 6%
	宅地造成事業	3, 162	569	1, 179	691	459	1, 154	519	103	65	200	810	1. 3%
	後期高齢者医療事業				1, 248	1, 271	1, 351	1, 377	1, 552	1, 623	1, 740	1, 452	2. 3%
	特別会計 合計	27, 406	25, 463	27, 192	19, 957	18, 951	20, 836	20, 594	20, 897	20, 901	21, 602	22, 380	35. 2%
財	打出・芦屋	903	904	1, 353	453	72	4	3	4	94	4	379	0. 6%
産区	三条・津知	1	2	1	1	1	2	1	1	2	1	1	0.0%
×	財産区 合計	904	906	1, 354	454	73	6	4	5	96	5	381	0. 6%
	歳出合計(連結)	68, 760	68, 273	68, 250	62, 957	60, 133	62, 313	56, 125	57, 578	66, 456	64, 661	63, 551	100.0%

出典:芦屋市財務統計

(2) 投資的経費の見通し

ア 過去5年間における投資的経費の推移

公共施設等の整備等に要する経費である投資的経費について、過去5年間の普通会計をみると、建物が年平均16.0億円、インフラ施設が年平均16.3億円となっており、用地取得やその他も含めた公共施設等全体で年平均51.4億円となっています。

また,企業会計や特別会計を含めた投資的経費をみると,建物が年平均30.3億円,インフラ施設が年平均26.6億円となっており,用地取得やその他も含めた公共施設等全体で年平均75.9億円となっています。

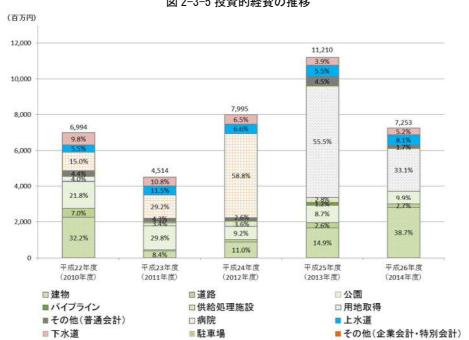


図 2-3-5 投資的経費の推移

表 2-3-3 投資的経費の推移

(単位:百万円)

内訳			平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平均
	公共施設 建物		2,253	377	879	1,665	2,809	1,597
	インフラ施設	道路	492	71	130	296	193	237
		公園	1,522	1,344	738	974	721	1,060
普	インノブ心政	パイプライン	0	0	0	138	0	138
通会		供給処理施設	22	152	288	316	0	194
計	用地取得	用地取得	278	48	0	6,227	2,399	2,238
	その他	の他 その他		196	210	502	125	268
	普通会計 計		4,875	2,188	2,245	10,118	6,248	5,135
	(うち一般財源)		(2,139)	(1,398)	(1,078)	(6,685)	(3,197)	(2,899)
企	公共施設	病院	1,051	1,319	4,700	35	45	1,430
業会		上水道	384	519	528	619	585	527
計 :	インフラ施設	下水道	684	489	523	441	375	502
特		駐車場	0	0	0	0	0	0
別会計	その他	その他	0	0	0	0	0	0
	企業会計・特別会計 計		2,119	2,326	5,750	1,095	1,005	2,459
	合	H	6,995	4,514	7,995	11,213	7,253	7,594

(出典:地方財政状況調查,地方公営企業決算状況調查,芦屋市病院,水道事業決算書)

イ 将来負担可能な投資的経費の見通し

本市においては、毎年、今後 10 年間の財政見通しとして「長期財政収支見込」を策定しており、平成 28 年(2016 年) 2 月策定分では、後年度における投資的経費を事業費ベースで約 26 億円見込んでいます。

将来負担可能な投資的経費については、今後、土地売却収入等の臨時的収入や地方交付税の減少等による歳入や、扶助費をはじめとする社会保障関係経費の増加等の歳出の状況下においては、「長期財政収支見込」で後年度見込まれている投資的経費の水準を目安として見込むこととし、「長期財政収支見込」に含まれない経費については、過去5年間の投資的経費の平均額と見込み(特別会計、企業会計等)、合わせて年間43億円(公共施設27.3億円、インフラ施設16.11億円)と設定します。

表 2-3-4 将来負担可能な投資的経費の見通し

項目	将来負担可能な 投資的経費の見通し (百万円/年)	内訳(百万円/年)
公共施設	2, 730	一般会計建物 2,350,企業会計病院 380
インフラ施設	1, 611	道路 140,公園 110,供給処理施設 332, 上水道 527,下水道 502
公共施設等(公共施設+インフラ施設)	4, 341	公共施設 2,730, インフラ施設 1,611

4 将来更新費用試算

(1) 試算の条件

本市の公共施設等について、将来必要となる費用を試算します。

試算にあたっては、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積や規模で更新すると仮定し、 今後50年間において施設類型ごとに、建替えや大規模改修について今後必要な更新費用 を以下の考え方に沿って試算しています。

なお、以下の試算においては、維持管理費用や指定管理料等のランニングコストを含んでいません。

表 2-4-1 試算上の分類

「公園」,「上水道施設」,「下水道施設」,「供給処理施設」は試算上,インフラ施設として算入します。 平成28年(2016年)10月末時点の情報をもとに試算しています。

ア 公共施設の試算条件

(7)時期及び期間

基本的な建替え時期	・建築してから一律60年目と仮定 ・建替え期間は3年間として試算し、費用は各年度で均等 配分
	・「公共施設の保全計画」に基づき建替え時期を想定して いる施設はその時期を反映
大規模改修時期	・建築してから一律30年目と仮定 ・大規模改修期間は2年間として試算し、費用は均等配分 ・築年数が30年以上50年までで大規模改修時期が到来し ている建物は、今後10年間で大規模改修を実施すると 仮定し、費用は均等配分 ・築年数が51年以上経過した建物は、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えと仮定 ・「公共施設の保全計画」に基づき大規模改修時期を想定 している施設はその時期を反映
試算期間	・50 年間

複合施設については、延床面積を主たる施設と分けて計上可能なものは分けて試算し、分けることが不可能な施設は主たる施設に計上し、試算しています。 建物を所有せず市が管理・運営している施設については、試算対象から除いています。

(1) 更新単価

更新単価は、総務省が平成 24 年(2012 年) 3 月に公表した「公共施設及びインフラ 資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 更新費用試算ソフト」を用いて 試算しました。

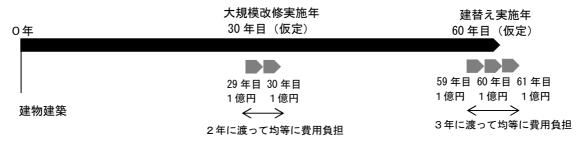
なお、「公共施設の保全計画」においても更新単価を設定していますが、本計画が総務省の策定要請に基づきほぼ全ての地方公共団体が策定しており、その試算において同ソフトを活用しているケースが多いことから、総務省が公表した統一的な単価を用いて試算しました。

表 2-4-2 大分類別更新単価

NO	大分類	大規模改修	建替え
1	行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
2	市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
3	社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
4	学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
5	子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
6	保健·福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
7	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
8	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
9	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
10	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

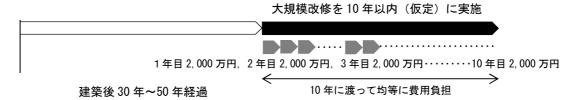
- (ウ) 建替え及び大規模改修の試算例
 - a建替えと大規模改修のライフサイクル試算例
 - ■大規模改修費用2億円, 建替え費用3億円の場合

図 2-4-1 大規模改修費用 2 億円 建替え費用 3 億円の場合



- b 改修積み残しの試算例 1 (大規模改修を行っていない 30 年から 50 年経過した建物)
- ■大規模改修費用2億円の場合

図 2-4-2 大規模改修費用 2 億円の場合



- c 改修積み残しの試算例2 (大規模改修を行っていない51年以上経過した建物)
- ■建替え費用3億円の場合

図 2-4-3 建替え費用 3 億円の場 60 年経過した年度に建替えを実施 60 年目 (仮定)

建築後 51 年以上経過 59 年目 60 年目 61 年目 1 億円 1 億円 1 億円 1 億円

 \leftarrow

3年に渡って均等に費用負担

イ インフラ施設の試算条件

インフラ施設の更新費用の算定にあたっては、公共施設と同様に、更新単価は総務省が平成24年(2012年)3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果 更新費用試算ソフト」における単価を用いて試算しました。公園及び供給処理施設(一部)の試算については、個別計画等による年次計画に基づく費用を計上しました。

なお、上水道施設及び下水道施設の更新単価は、プラント設備を含んでいません。

(7) 更新年数及び更新単価

表 2-4-3 インフラ施設更新年数および更新単価

NO	インフラ名	分類	インフラー分類	更新年数	更新単価
1	道路	一般道路	道路-一般道路	15	0.47 万円/㎡
2	道路	自転車歩行者専用道路	道路−自転車歩行者専用道路	15	0.27 万円/㎡
3	橋梁	PC橋	橋梁-PC橋	60	42.50 万円/㎡
4	橋梁	RC橋	橋梁-RC橋	60	42.50 万円/㎡
5	橋梁	鋼橋	橋梁-銅橋	60	50.00 万円/㎡
6	橋梁	石橋	橋梁-石橋	60	42.50 万円/㎡
7	橋梁	その他	橋梁-その他	60	42.50 万円/㎡
8	上水道	導水管300mm未満	上水道-導水管300mm未満	40	10.00 万円/m
9	 上水道	導水管300~500mm未満	上水道-導水管300~500mm未満	40	11.40 万円/m
10	上水道	導水管500~1000mm未満	上水道-導水管500~1000mm未満	40	16.10 万円/m
11	上水道	導水管1000~1500mm未満	上水道-導水管1000~1500mm未満	40	34.50 万円/m
12	上水道	導水管1500~2000mm未満	上水道-導水管1500~2000mm未満	40	74.20 万円/m
13	上水道	導水管2000mm以上	上水道-導水管2000mm以上	40	92.30 万円/m
*****************	上水道	送水管300mm未満	上水道-送水管300mm未満	40	10.00 万円/m
************	上水道	送水管300~500mm未満	上水道-送水管300~500mm未満	40	11.40 万円/m
	上水道	送水管500~1000mm未満	上水道-送水管500~1000mm未満	40	16.10 万円/m
	上水道	送水管1000~1500mm未満	上水道-送水管1000~1500mm未満	40	34.50 万円/m
	上水道	送水管1500~2000mm未満	上水道-送水管1500~2000mm未満	40	74.20 万円/m
	上水道	送水管2000mm以上	上水道-送水管2000mm以上	40	92.30 万円/m
	上水道	配水管50mm以下	上水道-配水管50mm以下	40	9.70 万円/m
	上水道	配水管75mm以下	上水道-配水管75mm以下	40	9.70 万円/m
	上水道	配水管100mm以下	上水道-配水管100mm以下	40	9.70 万円/m
***************************************	上水道	配水管125mm以下	上水道-配水管125mm以下	40	9.70 万円/m
	上水道	配水管150mm以下	上水道-配水管150mm以下	40	9.70 万円/m
	上水道	配水管200mm以下	上水道-配水管200mm以下	40	10.00 万円/m
	上水道	配水管250mm以下	上水道-配水管250mm以下	40	10.30 万円/m
	上水道	配水管300mm以下	上水道-配水管300mm以下	40	10.60 万円/m
	上水道	配水管350mm以下	上水道-配水管350mm以下	40	11.10 万円/m
***************************************	上水道	配水管400mm以下	上水道-配水管400mm以下	40	11.60 万円/m
	上水道	配水管450mm以下	上水道-配水管450mm以下	40	12.10 万円/m
	上水道	配水管500mm以下	上水道-配水管500mm以下	40	12.80 万円/m
	上水道 上水道	配水管550mm以下	上水道-配水管550mm以下	40	12.80 万円/m
	上水道	配水管600mm以下	上水道-配水管600mm以下	40	14.20 万円/m
	上水道 上水道	配水管700mm以下	上水道-配水管700mm以下	40	15.80 万円/m
***************************************	上水道	配水管800mm以下	上水道-配水管800mm以下	40	17.80 万円/m
	上水道	配水管900mm以下	上水道-配水管900mm以下	40	17.80 万円/m
	上水道	配水管1000mm以下	上水道-配水管1000mm以下	40	19.90 万円/m
***********	上水道	配水管1000mm以下 配水管1100mm以下	上水道-配水管1000mm以下 上水道-配水管1100mm以下	40	25.00 万円/m
	上水道	配水管1200mm以下	上水道-配水管1200mm以下	40	27.90 万円/m
		配水管1200mm以下 配水管1350mm以下		40	62.80 万円/m
	上水道		上水道-配水管1350mm以下	40	67.80 万円/m
	上水道	配水管1500mm以下	上水道-配水管1500mm以下	40	
	上水道	配水管1650mm以下	上水道-配水管1650mm以下	40	
	上水道	配水管1800mm以下	上水道-配水管1800mm以下		81.00 万円/m
	上水道	配水管2000mm以下	上水道-配水管2000mm以下	40	92.30 万円/m
	下水道	コンクリート管	下水道-コンクリート管	50	12.40 万円/m
	下水道	塩ビ管	下水道-塩ビ管	50	12.40 万円/m
47	下水道	更生管	下水道-更生管	50	13.40 万円/m
48	下水道	その他 +ハギ ナ担燃み終 みま	下水道-その他	50	12.40 万円/m

NO	大分類	大規模改修	建替え
1	供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
2	上水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
3	下水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

(2) 試算結果

ア 公共施設の試算結果

一般会計,特別会計,企業会計における公共施設の建替え及び大規模改修について試算した結果,今後50年間にかかる費用は約1,510億円と試算し,1年あたりの平均にすると30.2億円となり,公共施設の将来負担可能な投資的経費の見通しにおける年平均額27.3億円を上回っており,ピークとなる平成69年(2057年)には約69億円の費用が発生すると試算しています。

また,今後15年間に阪神・淡路大震災後に建築した公共施設をはじめとして,大規模改修が集中して発生し,その後建替えが集中すると試算しています。

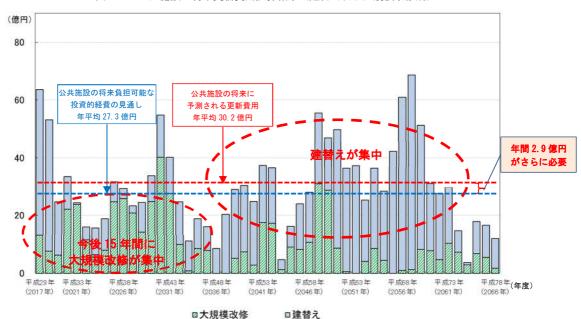
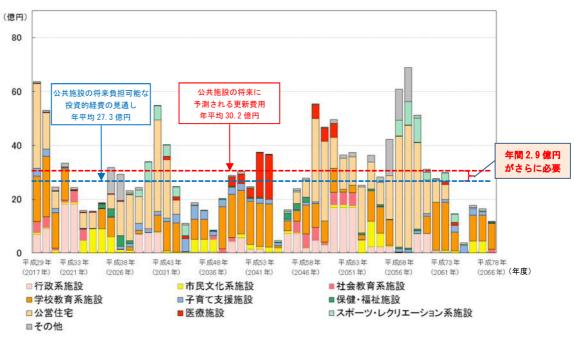


図 2-4-4 公共施設の将来更新費用試算結果(建替え及び大規模改修別)





イ インフラ施設の試算結果

一般会計,特別会計,企業会計におけるインフラ施設の更新費用について試算した結果,今後50年間にかかる費用は約1,662億円と試算し,1年あたりの平均にすると33.2億円となり,インフラ施設の将来負担可能な投資的経費の見通しにおける年平均額16.1億円を上回っており,ピーク時となる平成40年(2028年)には約70億円の費用が発生すると試算しています。

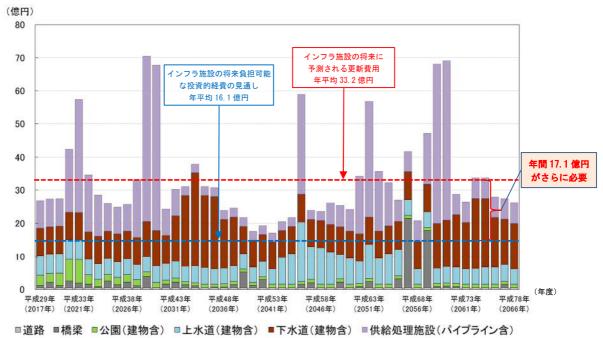


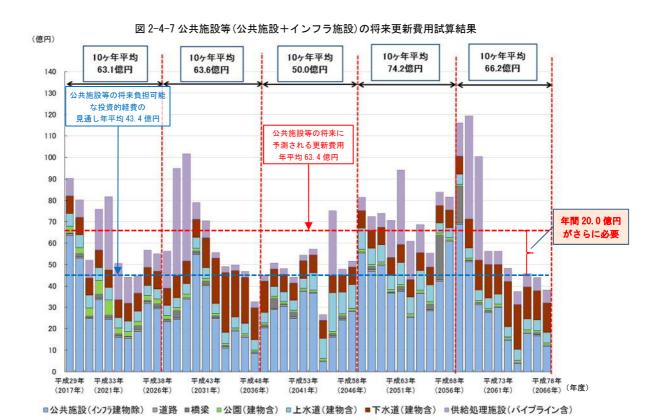
図 2-4-6 インフラ施設の将来更新費用試算結果

ウ 公共施設等(公共施設+インフラ施設)の試算結果

一般会計,特別会計,企業会計における公共施設等の更新費用について試算した結果, 今後50年間にかかる費用は約3,172億円と試算し,1年あたりの平均にすると63.4億円となります。また,今後50年間においてピーク時となる平成70年(2058年)には約120億円の費用が発生すると試算しています。

一方,公共施設等に係る将来負担可能な投資的経費の見通しにおける年平均額は 43.4 億円となっており,将来に予測される更新費用平均が将来負担可能な投資的経費の見通しを大幅に上回っており,ピーク時には将来の負担可能な投資的経費の見通しにおける年平均額の約3倍の費用が発生すると試算しています。

1年あたりの平均 63.4億円を平成 28年 (2016年) 4月1日現在の住民基本台帳人口 96,079人で除すと,市民一人あたりで 66.0千円となり,平成 24年 (2012年) 3月に総 務省が全国 111市区町村に対して行った調査結果(「公共施設及びインフラ資産の将来の 更新費用の比較分析に関する調査結果」)における全国平均 64.0千円とほぼ同程度となっています。なお,同調査の中では,人口 5万~10万人の団体のみの平均は,82.2千円と非常に大きな額となっています。



5 公共施設等の現況と課題に関する基本認識

(1) 公共施設等が抱える課題

ア 公共施設

本市の公共施設は、他市同様、昭和 40 年代から昭和 50 年代の高度経済成長期に多くを整備してきたことに加えて、平成 7年(1995年)阪神・淡路大震災の影響により、震災復興事業として多くを整備しました。震災時においては、市民の生活再建を第一に、災害復興公営住宅等を整備したことから、施設大分類別延床面積でみると公営住宅が市全体で最も多く約 30%を占めるなど、特徴的な結果となっています。

また、建物の建築年でも、全国的にはほとんどの団体が今後建替え時期を迎える施設が多くなる中、本市は建築後20年未満の施設が多くあり、今後15年間に大規模改修が集中し、その後、建替えが集中することとなっています。このことから、大規模改修や更新を行う際には、施設の長寿命化を図ることが重要です。

公共施設の需要面をみると、人口の増加や雇用形態の変化に伴い、学校の教室不足 や待機児童解消に向けた整備が必要な施設もある一方で、利用状況が低下している施 設もあり、需要に対する適切な対応が求められます。

公共施設の管理面をみると、財政の平準化や施設の長寿命化を図ることを目的として「公共施設の保全計画」を策定し、年次計画に基づき計画的な保全に取り組んでいます。その中で施設の建築年次や構造、延床面積等の基本的なデータは把握しているものの、施設の利用状況や維持管理費、余剰スペースの有無等については、各所管課がそれぞれで管理していることから、全体での把握が課題となっています。このことから、施設の老朽状況等のハード面だけでなく、利用状況やコスト情報も含めた情報を一元的に収集・管理・分析する仕組みを構築することが求められます。

イ インフラ施設

建設から 50 年を経過する高齢化橋梁は, 平成 26 年(2014 年) 時点で約 29%となっていますが、今後 20 年後には約 77%となり、急速に高齢化橋梁が増大します。

公園は、施設の老朽化が進んでおり、老朽化対策、長寿命化への取組が必要となっています。また、防災の観点から、公園の配置バランスについての検討が必要となっています。

上水道施設は、法定耐用年数 40 年を経過した送配水管の延長は、平成 28 年(2016年)時点で全体の 30%を占めており、今後一層の老朽化が進みます。

また、今後の人口減少社会においては、水需要量の低下も考えられることから、水道施設のダウンサイジング化 15 や近隣自治体との広域化 16 について検討する必要があります。

下水道施設は、法定耐用年数50年を経過した管路もあり、今後一層老朽化が進みます。

パイプラインは、昭和54年(1979年)の導入以来、本格的な改修を行っていないこ

.

¹⁵ ダウンサイジング化:コストの削減や効率化を図ることを目的として規模を小さくすること。

¹⁶ 広域化:近隣自治体と広域的な連携を行い公共施設等の一体的な整備や相互利用を実施すること。

とから老朽化が進んでいます。

これまで述べたように、各インフラとも今後の老朽化対策とその財源確保が課題となっています。インフラ施設は、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設が多く、すでにそれぞれ長寿命化計画を策定し、対策に取り組んでいるところですが、災害時において重要な施設となる道路、上下水道をはじめ、継続的、安定的に適正な保全を行う必要があります。

(2) 人口の推移及び見通しと課題

本市の人口ビジョンによる人口総数の見通しは、短期的には増加し、中長期的には減少すると予測しています。このため施設の利用率の低下とともに、施設維持管理に対する市民一人あたりのコストの増加が予測され、人口動向を見極めつつ、将来の施設需要に対応した公共施設整備のあり方を検討する必要があります。

また、年齢3区分別人口の見通しでは、短期的、中長期的ともに年少人口及び生産年齢人口の減少、老年人口の増加となっており、年齢構成も大きく変化することが予測され、それに伴い公共施設の利用ニーズや利用形態が変化することが予測されます。

(3) 財政における現状及び見通しと課題

公共施設とインフラ施設の更新費用試算結果によると,将来負担可能な見込み額 43.4 億円を大幅に上回っている状況で,特にインフラ施設における財源不足が顕著となっています。

少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費がさらに増加するなど,限られた財源の中で,優先順位をつけ老朽化対策を計画的に進めていくことが必要です。

上下水道については、整備にかかる経費は受益者負担にも関係することから、コスト縮減の取組を進めるとともに、優先順位を定めた計画的な改修による費用の平準化を検討する必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 計画の策定方針

(1) 公共施設等マネジメントの理念・目的

本市は、昭和 40 年代から昭和 50 年代の人口の増加に伴い、市民サービスの向上、都市機能の充実を図るため、学校教育施設や公営住宅などの公共施設や道路や上下水道などのインフラ施設を整備してきました。その後、平成 7年(1995年)の阪神・淡路大震災により、多くの住宅、公共施設等が失われましたが、その後の震災復興事業により、災害復興公営住宅などを整備してきました。

今後,これらの施設は,老朽化が進み大規模改修や建替えを行うことが必要になる一方で,本市は短期的には人口増加であるものの,中長期的には人口減少となることから,人口動向を見極めつつ,将来の施設需要の変化に対応可能な施設整備を進める必要があります。

また,人口減少に加えて,年齢構成や社会情勢の変化とともに,公共施設等に対する 市民ニーズも変化していくものと考えられます。

これらを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を策定するにあたり、本市の公共施設等マネジメントの理念・目的を以下に設定します。

<理 念>

今ある施設を、資源として捉え、時代やニーズの変化に対応したサービスを継続的に 提供しながら将来に引き継ぐ

<目 的>

本市の公共施設等の情報を市民と共有し、人口減少や限られた財源の中で、維持管理費の縮減や長寿命化による運営の効率化、市民ニーズや社会情勢に対応した施設の適正化を行い、より施設の価値を高める視点で取り組みながら、市民が将来にわたって安心して利用できる公共施設等を持続的に提供することを目的とします。

(2) 計画期間

公共施設等は、建築物やインフラ施設など様々な施設があり、それぞれの施設には寿命があり、設計から建設、運用、修繕、解体まで15年から60年という中長期間にわたることから、計画期間として中長期的な視点が不可欠です。

また,「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(平成26年(2014年)4月22日 総務省)」では,計画の策定にあたっては,将来の人口や財政の見通しをもとに長期的な視点に基づき,少なくとも10年以上の計画期間とすることとされています。

このことから、本計画においては、人口の増加から減少へ移行する時期や将来更新費用試算の結果、より多くの費用が発生する期間が今後20年間に集中することから、平成48年度(2036年度)までの20年間の計画とします。

なお、長期にわたる計画であることから、計画の進捗とあわせて、今後の人口動向、 財政状況などの変化や各種計画の見直しを踏まえて、適宜見直すものとします。

総合計画

第4次 計画期間 平成23年度(2011年度)

平成32年度(2020年度)

第5次 計画期間 平成33年度(2021年度)

平成42年度(2030年度)

第6次 計画期間 平成 43 年度(2031 年度)

平成 52 年度(2040 年度)

公共施設等 総合管理計画 計画期間:平成 29 年度(2017 年度)~ 平成 48 年度(2036 年度) (20 年間)

※人口動向,財政状況,各種計画を踏まえ適宜見直し

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ア 基本的な方針

1(1)に掲げる理念・目的の確立のため、以下の基本的な方針に基づき進めます。

(ア) 今ある施設等を大切に長く使う

本市はこれまで高度成長期や震災復興により、多くの公共施設等を整備してきましたが、今後、人口減少や少子高齢化の進展、財政状況等を踏まえると、これまで以上の量の施設等の整備を行うことは困難であると考えられます。このことから、今ある施設等を貴重な資産として捉え、「予防保全¹⁷」による施設の点検や診断を行い、施設の長寿命化につながるよう大切に長く使うことを基本とします。なお、点検や診断の結果から劣化・損傷など安全面で危険性が認められたものについては、修繕・更新などにより安全性の確保を図ります。

また、本市は阪神・淡路大震災後に建築した施設が多く存在しており、建築後 20 年 未満の大規模改修を行っていない建物が多いことから、大規模改修の際に長寿命化に 向けた修繕を計画的に行います。

(イ) 効率的かつ効果的な施設運営

限られた財源の中で、今ある施設等を持続的に利用するとともに、長期的な視点に立った施設等の保有量の最適化、維持管理コストの縮減や受益者負担の適正な見直しなどを行います。また、維持管理コスト以外にも、民間活用など効率的かつ効果的な事業運営や、施設の機能を十分発揮させることにより、実質的な運営コストを縮減させます。

(ウ) 市民ニーズに対応した使いやすい施設等

公共施設等の担う役割は時代とともに変化します。市民ニーズや社会情勢の変化に 対応した、市民に利用される施設等とします。

また,公共施設等の利用状況,コスト等をはじめ,様々な情報を市民に公開します。

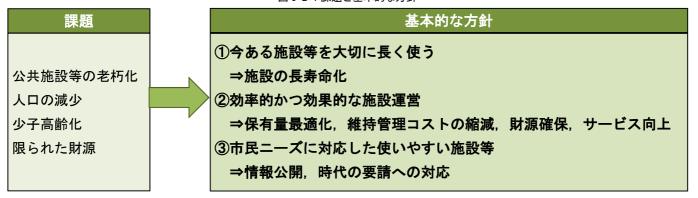


図 3-2-1 課題と基本的な方針

¹⁷ 予防保全:損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで,機能の保持・回復を図る管理手法のこと。

イ 具体的な取組

基本的な方針に基づき、具体的な取組を以下に示します。

(7)公共施設

a 施設の長寿命化

公共施設の計画的な維持管理・更新を行っていくためには,施設の状態を日常的・ 定期的に点検・診断を行い,必要に応じて対策を講じる必要があります。

適正な点検・診断の下で、計画的な維持管理・更新を行い、安全性を確保しなが ら、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。

また、未耐震化施設の早期耐震化や、非構造部材も含めた耐震改修を推進し、施 設の安全性を高めます。

b時代の要請に対応した施設

今ある施設を将来にわたって有効に活用するため、バリアフリー、環境配慮、ICT、防災機能等のほか、少子高齢化や社会情勢の変化など、市民ニーズや時代の要請に対応した公共施設の整備を図ります。

また,利用実績の低下などの時代のニーズに合わなくなった施設については,複合化,転用化,縮小,廃止なども検討します。

c 保有量の最適化

限られた財源の中で、今後も持続的に施設を利用できるようにするため人口動向 や施設の利用状況、施設の公共性、周辺施設の状況及び類似機能施設の配置状況、 災害時の活用等、多方面から将来における施設の必要性や地域での役割などを総合 的に検討し、施設の統廃合や転用、建替え時や大規模改修時の施設の複合化等を実 施することにより施設保有量の最適化を図ります。

d効率的かつ効果的な施設運営

PPP¹⁸/PFI¹⁹等の民間活用や広域化など、様々な手法により、市民サービスの向上と施設のライフサイクルコストの縮減を図るとともに、受益者負担の適正な見直しを行うなど、効率的かつ効果的な施設マネジメントを推進します。

¹⁸ PPP: Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

¹⁹ PFI: Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設,維持管理,運営等を民間の資金,経営能力及び技術的能力を活用することで,効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。

(イ)インフラ施設

a 安全性の確保

災害時にも必要な機能を確保できるよう計画的に整備・更新を進め、市民生活の 安全性及び利便性の確保を図ります。

bライフサイクルコストの縮減

各施設の長寿命化計画等に基づき、予防保全の考え方による施設の点検・診断の 実施など、計画的な維持管理・更新を行うとともに、PPP/PFI等の民間活用 などの様々な手法により、ライフサイクル全体を通したコスト縮減を図ります。

また,将来的な人口減少を見据えてダウンサイジング化や広域化についても検討 します。

c財源の確保

インフラ施設については、「第2章 4将来更新費用試算」のとおり、多額の更新費用による財源不足が見込まれていますが、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設が多く、特に道路や上下水道施設は災害時において重要な施設であり、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防止しなければならず、適正に維持管理するための財源を確保しなければなりません。

また,公営企業である上下水道については,適正な維持管理に基づくライフサイクルコストの縮減と透明性を確保したうえで,受益者負担の適正化を図ります。

その他のインフラ施設については、施設の老朽度、利用状況、公共性、代替サービス、コスト等を踏まえながら、限られた財源の中で効率的かつ効果的な施設運営を検討します。

ウ 数値目標の設定

(7)数值目標

本市の公共施設の現状は、「第2章 1公共施設等の現況」で述べたとおりですが、 市民一人あたりの公共施設延床面積は、全国平均、類似団体、近隣市との比較においても概ね平均的な水準となっています。全国的には、特に合併団体において、同機能の施設が重複するなど、施設保有量が多くなっている状況が顕著ですが、本市は、他市町村との合併を行っていない団体であるため、そのような状況はありません。

本市の人口の動向については、「第2章 2人口についての今後の見通し」で述べたとおりですが、本市の創生総合戦略では、平成37年(2025年)までは人口増加を維持し、20年後の平成48年(2036年)には0.2%の減少に止めることを目標としています。

このことから、本計画では、市民一人あたりの延床面積を現状と同様の 4.2 ㎡とすることを目標とし、公共施設の量的削減を主とした見直しは行いませんが、今後、人口動向や施設の老朽度、利用状況を踏まえ、統合、転用、複合化、縮小、廃止などの適正化を図り、施設を将来にわたって有効活用する視点を持ちながら、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共施設となるよう機能面や施設配置等の検討を行い、必要な見直しを進めます。

また、財政面においては、「第2章 4将来更新費用試算」の結果において、今後50年間の年平均更新費用が本市の将来負担可能な投資的経費の見通しにおける年平均費用を大幅に上回っていることからも、日常的な維持管理費用を縮減するとともに、施設の長寿命化、運営方法の見直しを図るなど、更新費用の平準化を進め、費用の圧縮を図っていきます。

(4) 実施方針

ア 点検・診断等の実施方針

公共施設等を市民が安全で安心して利用することができるように、施設等の性能や 劣化状況を把握するための日常的・定期的な点検・診断等を実施します。

点検には、定期的に実施する専門的な「定期点検」、施設管理者が異常・劣化具合を 目視等により点検する「日常点検」、災害や事故が発生した際に行う「緊急点検」の3 種類があります。

今後は、定期点検及び日常点検の質を高め、予防保全を推進することにより、施設 の長寿命化を図ります。

点検・診断等で得られたデータは、履歴として集積・蓄積し、個別施設情報として 共有化を図り、最も経済的な更新時期や修繕・改修時期を判断する基礎資料とします。

公共施設については、定期点検を実施するとともに、施設管理者向けに点検マニュアルを活用し、職員や施設管理者による日常点検ができる仕組みを構築し、予防保全につなげる体制を整えます。

インフラ施設については、法令等により定められた定期点検として、国の指針や個別計画等に沿った適切な点検・診断を確実に実施します。なお、定期点検以外にも必要に応じて日常点検、緊急点検、劣化診断調査等を実施します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、日常的・定期的な点検・保守等の維持管理活動を実施し、早 急な修繕が必要と判断された場合には速やかに対応するとともに、更新等については 長期的な視点をもって計画的に実施します。

維持管理等においては、業務委託、指定管理者制度、PPP/PFI事業の導入等による積極的な民間活用、更新時の省エネ設備の導入等のほか、必要に応じて利用料の見直し等の受益者負担の適正化など市民サービスの向上とコスト縮減を図り、より効率的かつ効果的な施設管理を目指します。

また、インフラ施設は、都市の基盤となるものであり、利用者の安全性の確保や安定した供給・処理が必要になることから、適切な点検・診断を行い、その結果に応じた適切な対応を行うこととします。また、維持管理に大きなコストが必要になることから、日常的・定期的な点検・診断に基づく優先順位の設定や、民間活用、広域化などさらに効率的かつ効果的な手法を検討し、長期的な視点で維持管理コストを平準化・適正化し、コストの縮減を図るとともに、受益者負担の適正化についても検討します。

また、公共施設、インフラ施設ともに同じ内容の点検や修繕については、複数の施設をまとめて発注するなど、手続きの簡素化と迅速化に向けた検討を行い、コストの縮減も図ります。

ウ 安全確保の実施方針

公共施設等の点検・診断等の結果に基づき安全確保を図ることとします。

施設利用者が安心かつ安全に公共施設を利用できるよう、点検・診断時に併せて施設のバリアフリー状況を確認し、施設利用者の安全確保に向けた対応策を検討します。 公共施設については、定期点検、日常点検において劣化状況の把握に努め、安全性の確保と効率的な施設の保全に取り組みます。

インフラ施設については、点検や診断等の実施結果に基づき、優先順位付けを行い、 事故を未然に防止できるよう努めます。

エ 耐震化の実施方針

公共施設については、阪神・淡路大震災を契機に地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取組を一層進めるため、平成20年(2008年)に策定した「耐震改修促進計画」に基づき耐震化を進めており、市有の多数利用建築物²⁰については、平成32年度(2020年度)までに耐震化率を100%とすることを目標としています。

今後も「耐震改修促進計画」に基づき、計画的な耐震診断の実施と診断結果を踏ま えて適切に耐震化を推進します。また、非構造部材も含めた耐震改修を行います。

インフラ施設については、市民が安全で安心して生活する上で欠くことのできない施設であり、地震等による被害を最小限に抑えることが重要です。特に道路や上下水道施設は災害時において重要であり、安全確保の観点からも優先的に耐震化を進めていくことが重要で、個別の長寿命化計画等に基づき耐震化を促進します。

オ 長寿命化の実施方針

今後とも継続して保有する施設等については、定期点検や調査等に基づいて計画的 に改修を行う「予防保全型」で進め、施設の長寿命化を図り、維持管理コストの縮減 と平準化を図ります。

なお,今後策定,見直す個別施設の長寿命化計画については,本計画における方向 性や方針と整合を図るものとします。

²⁰ 多数利用建築物:耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物のこと。

カ 統合, 転用, 廃止等の方針

公共施設等については、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共施設となるよう人口動向や施設等の老朽度、利用状況、公共性、周辺施設の状況及び類似機能施設の配置状況、災害時の活用、コスト等、多方面から総合的な検討を定期的に行い、今後の施設の方向性を検討します。なお、施設の方向性の検討にあたっては、施設の老朽度、利用状況、コスト面等から施設評価を行い、その情報を市民とも共有し、統合、転用、複合化、縮小、廃止、民間活用等を市民参画の下で検討します。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、全庁的な推進体制を構築します。 推進体制については、組織横断的な取組となるような組織とするとともに、施設マネジメントに必要な情報を集約、管理する仕組みを構築し、全庁的な共有を図ります。 また、本計画策定後は、公共施設マネジメントに関する意識向上のため、庁内での 職員向け研修会や民間のノウハウを活用した公共施設の運営に関する事例研究など、 新たな公共施設のあり方についての研究を行います。

2 取組体制と情報管理

(1) 取組体制

公共施設マネジメントを推進するためには、その実施に向けた体制づくりが重要です。 特に公共施設等の長寿命化や予防保全の実施には、計画的な予算確保が前提となり、各 施設を所管する部門とともに、建築部門、財政部門、企画部門が連携することが重要で す。

公共施設については、これまでも「公共施設の保全計画」を基に、建築部門、財政部門、企画部門が主体となり、建物の点検・ヒアリング結果等を踏まえ、アクションプランを策定し取り組んできました。

本計画策定後は、本計画に基づく公共施設等のマネジメントを推進できる体制及び各施設に関する情報を一元的に収集・管理・分析できる仕組みを構築し、関係部門の調整の下、今後の各施設の方向性を検討して対策を実施するなど、マネジメントを推進します。

インフラ施設についても,各インフラの長寿命化計画等に基づき,各施設所管部署を 中心に,安定的な施設管理を推進します。

(2) 情報管理・共有

公共施設等のマネジメントを推進するためには、老朽度、利用状況、コスト等の施設等に関する情報を一元的に収集・管理・分析し、全体の中で総合的に判断することが必要です。

公共施設については、今後、それらの情報を集約、管理する仕組みを構築するとともに、全庁的な共有を図り、施設の長寿命化計画策定や各施設の今後の方向性の検討などのために必要な基礎情報として活用します。

インフラ施設については、施設所管部署において、整備、維持管理に関する情報など、 施設台帳を適正に管理します。

さらに、今後の各施設のあり方の検討については、市民の理解を得て、共に考えていくことが重要であることから、そのための情報を積極的に公開します。

また,新地方公会計制度による財務書類作成のために整備する固定資産台帳を連携させることにより,公共施設等を資産として適正に把握し,公共施設等全般に関連する情報が一元的・総合的に管理できる仕組みを構築します。

3 フォローアップの実施方針

(1) マネジメントサイクルによるフォローアップ

本計画を実効性のある計画とするためには、計画策定後のフォローアップが重要です。 本計画策定後は、計画に掲げた各種取組の推進状況等について、施設所管部署等へのヒ アリングなどを通じて検証し、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行 うこととします。また、本計画の見直しが必要となる場合は、適宜見直しを実施します。

図 3-4-1 PDCAのマネジメントサイクルイメージ Do (実施) Plan (計画) 計画的な施設の維持補修 • 公共施設等総合管理計画 ・施設の点検 • 個別計画 ・行政サービスの提供維持 Check(評価) Action(改善) ・コスト評価 ・維持管理費の見直し ・質や量の見直し ・品質評価 • 利用状況評価 市民協働視点の施設管理

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めます。

1 公共施設

(1) 現状と課題

- ・本市が保有している公共施設は、借用している施設も含め 230 施設、延床面積の合計 は 395,883 ㎡となっています。
- ・施設の延床面積の構成比をみると、公営住宅が最も多く約3割を占めており、次いで 学校教育系施設が約2割程度を占めています。
- ・建物の建築年をみると、全国的な傾向と同様に高度成長期や人口増加に伴って整備され、その後、阪神・淡路大震災の影響により災害復興公営住宅などが多く建築したことから、建築後20年未満の建物が多く、当面は大規模改修が必要となっています。
- ・一人あたりの延床面積を他の自治体と比較すると、類似団体や近隣自治体の中で平均 的な水準となっています。
- ・公共施設にかかる将来更新費用は、負担可能であろう額を若干上回るものとなっています。
- ・本市が「創生総合戦略」で目指す人口は、20年後はわずかに減少であるが、現行トレンドのまま推移すれば、5%程度減少します。
- ・社会状況の変化により、すでに利用状況等、利用者ニーズの変化が表れている施設も あります。

(2) 管理に関する基本的な方針

- ・本市の建築物は阪神・淡路大震災後に建築された,建築後20年未満の大規模改修を行っていない建物が多く,大規模改修の際に長寿命化に向けた修繕を行うことや,日常点検や定期点検など予防保全型の維持管理を実施することにより施設の長寿命化を図ります。
- ・今後の保全・維持管理に向けた具体的な取組方針については「公共施設の保全計画」 の考え方に基づき実施します。
- ・建替えや管理運営面においては、PPP/PFI等の民間活用等様々な手法により、市 民サービスの向上や施設のライフサイクルコストの縮減を図るとともに、受益者負担 の適正な見直しを行うなど効率的かつ効果的な施設マネジメントを推進します。

ア 点検・診断等の実施方針

・「公共施設の保全計画」の対象とする公共施設については、定期点検と日常点検の両方を用い、問題や課題の把握に努めます。また、建築課が各建物の所管部署に対してヒアリングを定期的に実施し、施設の状況を把握します。

- ・施設の異常を早期に把握し、職員や施設管理者が適切な対応を行うことができるよう、 施設管理者向けに点検マニュアルを作成し、必要な知識の補充を行い、点検・診断等 の質を高めていきます。
- ・「公共施設の保全計画」で対象外としている環境処理センター、上水道施設、下水道施設等のプラント系施設及び企業会計の建築物については、引き続き個別計画に基づき 点検・診断等を実施します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の異常の早期発見・早期対策を推進し、施設の長寿命化につなげることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、更新時には、省エネ設備の導入等、光熱水費などの維持管理コストの縮減を図るための取組についても検討していきます。
- ・耐震化については、「耐震改修促進計画」に基づき市有の多数利用建築物を平成32年度(2020年度)までに耐震化率100%とします。多数利用建築物に該当しない市有建築物についても、利用者の安全確保等のため、市独自の取組として、地震に対する安全性の確認を行い、必要に応じて耐震補強等の対策を行い、平成32年度(2020年度)までに耐震化率を100%とします。また、非構造部材も含めた耐震改修を行います。
- ・点検や修繕については、複数施設での包括委託など、手続きの簡素化と迅速化や、スケールメリットによるコスト削減も図ります。

ウ 安全確保の実施方針

- ・多くの市民が利用する施設のうち、安全性に課題のある施設は、建物における安全確保の体制を構築します。
- ・集約等により供用廃止する施設については、解体、除去までの間は、安全確保のため 施設への侵入防止などの措置を講じます。

エ 統合, 転用, 廃止等の方針

- ・本計画において、市民一人あたりの延床面積を現状と同様の 4.2 ㎡とすることを目標とし、公共施設の量的削減を主とした見直しは行いませんが、今後、人口動向や施設の老朽度、利用状況を踏まえ、統合、転用、複合化、縮小、廃止などの適正化を図り、施設を将来にわたって有効活用する視点を持ちながら、社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公共施設となるよう機能面や施設配置等の検討を行い、必要な見直しを進めます。
- ・統合, 転用, 複合化, 縮小, 廃止などの検討にあたっては, 公共施設及び民間施設と の役割分担を考慮しつつ, 市民との合意形成に努め, 取組を進めていきます。

2 インフラ施設

(1) 道路

ア 現状と課題

- ・本市の道路(市道)は860路線,延長209km,面積1,669,020㎡となっています。
- ・道路施設の老朽化が全国的な課題となる中で、国が示している点検、診断等のメンテ ナンスサイクルに基づき、老朽化対策を実施しています。
- ・山手幹線が平成22年(2010年)に開通するなど,交通処理能力の強化を図っており, 平成28年(2016年)4月時点での都市計画道路の整備率は87.7%となっています。
- ・「第7次電線類地中化計画」に基づき、美しい景観形成と防災性能向上の観点から無電 柱化を推進しています。
- ・夜間の交通安全, 防犯対策及び道路維持管理コストの縮減の観点から, 公益灯の照度 アップや計画的にLED化を実施しています。
- ・近年の自転車を取り巻く環境の変化に対応していくため、生活道路や幹線道路等において歩行者との共存が図られるよう対策を検討していく必要があります。

イ 管理に関する基本的な方針

市民生活の安全・安心及び地域経済を支える社会基盤として重要なインフラであることから、今後も必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施します。

また,道路舗装状況の調査結果や補修工事情報等についてデータを蓄積し,路面の劣化傾向や修繕時期を判断する指標とし,予防保全・長寿命化を基本とする維持管理を進め,コストの縮減を図ります。

(ア)点検・診断等の実施方針

- ・国の技術的基準に基づき点検を実施します。
- ・日常点検については、日々の道路パトロール等により実施します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

・点検結果や市民からの要望, 道路の利用実態等から総合的に勘案し, 修繕する路線の優先順位を検討し, 計画的な対策を実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

・点検等で発見された道路の陥没等の舗装の損傷がある箇所については、状況に応じて速やかに応急復旧や通行禁止等の措置を図ります。

(2) 橋梁

ア 現状と課題

- ・本市が管理する橋梁は85橋となっており,昭和35年(1960年)から昭和45年(1970年) の高度経済成長期に多く架設しています。
- ・建設から50年以上経過する高齢化橋梁は平成26年(2014年)時点で約29%となっていますが、今後20年後には約77%となり、今後急速に高齢化橋梁が増大します。
- ・今後増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、計画的な対策の実施ができるよう、安全性の確保とコスト縮減を図ることを目的として平成27年(2015年) 2月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

イ 管理に関する基本的な方針

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、これまでの対症療法型の修繕から予防保全型の 修繕を進め、計画的な対策を行うことによりライフサイクルコストを縮減し、予算の平 準化を図ります。

(7) 点検・診断等の実施方針

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき点検を実施します。
- ・点検は日常点検と定期点検により橋梁の健全状態を把握していきます。また,地震 や台風などの自然災害時には,異常時点検を実施します。

日常点検	道路パトロールとして通常、目視によって実施します。
定期点検	定期点検については、基本的に5年に1回、「兵庫県道路橋定期点検要領(芦屋市版)」 により実施します。
異常時点検	地震, 台風, 豪雨等により災害が発生した場合, その恐れがある場合, 又は異常が発見 された場合, 主に橋梁の安全性を確認するため点検を実施します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検, 定期点検を通じて, 橋梁の状態を十分把握するとともに, 点検に基づく 情報を蓄積し, 効果的な維持管理を行います。
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき修繕・更新費用の平準化が図れるよう計画的な修 繕・更新を行います。なお、必要に応じて計画の見直しを実施します。

(ウ) 安全確保の実施方針

・点検等によって得られたデータ結果に基づき、健全度を把握し、橋梁の損傷を早期 に発見します。なお、損傷がある箇所については、状況に応じて速やかに応急復旧 や通行禁止等の措置を図ります。

(3) 公園

ア 現状と課題

- ・本市の公園は,都市公園が144箇所,594,730 ㎡,都市公園以外の公園が17箇所,339,216 ㎡となっており、市全体で161箇所,933,946㎡となっています。
- ・昭和30年代から昭和50年代にかけて設置された公園が多く,遊具をはじめ多種多様な施設の老朽化が進んでおり、その中には使用見込期間を過ぎている施設もあり、点検を行いながら長寿命化を進めています。
- ・公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用に努めることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、費用の平準化を図ることを目的として平成23年(2011年)6月に「公園施設長寿命化計画」を策定し、平成28年(2016年)7月に見直しを行いました。
- ・霊園については、墓地に対する価値観の多様化や継承が困難になるという課題がある ことから、これらを踏まえた公園墓地としての再整備及び管理方法を検討する必要が あります。

イ 管理に関する基本的な方針

公園については、これまでの主たる利用層は子ども中心でしたが、今後の少子高齢化社会の中で、利用が増加している高齢者層への対応も行う必要があり、市民ニーズや地域の実情に沿い、子どもから高齢者までの様々な世代に親しまれる公園・緑地を整備していきます。

(7) 点検・診断等の実施方針

- ・国の技術的基準に基づき、点検・診断を実施します。
- ・遊戯施設及び運動施設については、有資格者による定期点検(年1回)や職員による日常点検(随時)を行います。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「公園施設長寿命化計画」において計画対象となる公園については、予防保全型管理 あるいは事後保全型管理に位置づけ、計画的な維持管理を行います。
- ・平成27年度(2015年度)に実施した健全度調査に基づき、健全度の状況に応じて、順次必要な補修、消耗品部品交換、再塗装等を施し長寿命化を図ります。なお、健全度が低い施設については、早急に更新もしくは廃止します。
- ・公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については,毎年の定期点検を 行い,劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。
- ・その他の予防保全型管理を行う公園施設についても,5年ごとの定期点検を行い, 劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

(ウ) 安全確保の実施方針

・利用者の安全を常に確保するため、清掃や巡視を行う際に損傷や異常が見られた施設に対しては速やかに補修等を行います。

(4) 上水道施設

ア 現状と課題

- ・本市の水道事業は、昭和10年(1935年)に兵庫県から許可を受け、昭和13年(1938年)4月に給水開始をしており、その後6期にわたる拡張事業を実施し、現在は第7期拡張事業として、計画給水人口98,600人、計画一日最大給水量41,800m³の数値に基づく施設整備を行い、配水管総延長は239kmとなっています。なお、本市は六甲山系の地形を生かし、ポンプ等の動力設備を使わなくても配水できる自然流下方式を基本としています。
- ・昭和30年から昭和40年代以前に布設されたものが約70kmを占めており、老朽化により更新の時期を迎えています。
- ・阪神・淡路大震災からの復興や南芦屋浜地区の整備事業に注力してきた経緯もあり、 老朽化した管路が多くあり、法定耐用年数40年を経過した送配水管の延長は、平成 24年(2012年)時点で全体の30%を占めており、今後一層の老朽化が進みます。
- ・阪神・淡路大震災における甚大な被害状況を踏まえ、平成21年(2009年)9月に「水道ビジョン」を策定し、平成26年(2014年)3月に見直しを行っています。

イ 管理に関する基本的な方針

上水道施設は、平常時はもとより、地震などの災害時においても市民生活にとって 必要不可欠かつ重要なライフラインであることから、施設の更新においては、必要な 対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施する必要があります。

今後は、施設の状況調査、資産台帳や管路台帳のデータベースなどの情報をもとに、 重要度・優先度を踏まえた更新費用の平準化とライフサイクルコストの縮減とともに 受益者負担の適正化を図りながら、持続可能な事業運営と計画的な上水道施設の更新 を検討・実施します。

広域連携の検討など国の要請や将来的な人口減少を見据え,水道施設のダウンサイジング化、広域化について検討します。

(7) 点検・診断等の実施方針

- ・「水道ビジョン」に基づき点検を実施します。
- ・簡易診断結果より、必要に応じて耐震診断を実施し、優先度を定めた施設整備を実施します。
- ・点検・診断により主要施設の評価を見直し、点検・診断を実施します。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後も保守費用や更新費用の平準化が図れるよう,「水道施設整備計画」を見直しな がら計画的な保守・更新を行います。
- ・管路については、材質・布設年度・重要路線等を考慮し、路線ごとに評価したもの による優先度を定め効率的かつ効果的に更新します。

- ・限られた財源等で早期に耐震化を進めていくため、市民病院等の緊急施設に通ずる 水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めていきます。
- ・より効率的な施設運営に向けて、複数業務をまとめて委託するなどの民間活用を推進し、創意工夫が期待できる契約方式の検討を行います。
- ・収支バランスの均衡を保つため、水道料金体系の見直し検討を行い、適正化を図ります。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・国の定める各基準を遵守した,適切な検査項目,検査頻度を検討した水質検査計画を毎年度策定し,それに基づく水質検査を実施するとともに,水質事故防止や水源における危機的事象に対応した安全な水質管理を実施します。
- ・貯水槽水道の管理状況の把握に努めるとともに、管理者への指導徹底や適切な情報 提供等、関係部局と連携して啓発活動に取り組みます。

(5) 下水道施設

ア 現状と課題

- ・本市の下水道事業は、昭和 10 年(1935 年)に下水道事業計画認可を受けて下水道建設 に着手しており、平成 19 年(2007 年) 3 月に下水道普及率 100%になりました。現在は、 計画処理人口 98,600 人、処理区域面積 1,126ha の数値に基づく施設整備を行い、下水 道管渠の総延長は、316 kmとなっています。
- ・阪神・淡路大震災からの復興、南芦屋浜地区整備事業、六麓荘地区整備事業に注力してきた経緯もあり、老朽化した管路が多くあり、法定耐用年数50年を経過した下水道管の延長は、平成28年度(2016年度)時点で全体の約12%を占めています。
- ・昭和 40 年代から集中的に下水道整備を行っており、今後、急速に下水道管渠施設が老 朽化し、更新には多額の経費を要することが見込まれています。
- ・平成23年(2011年)12月に下水道の取り組むべき課題や施策を示した基本構想として「下水道中期ビジョン」を策定しました。
- ・雨水については、浸水に対する安全性の向上のため、平成 22 年度 (2010 年度) に 5 年確率降雨から 10 年確率降雨に変更しました。そのため、今後、10 年確率降雨に基づいた雨水整備が必要となっています。

イ 管理に関する基本的な方針

下水道施設は、市民生活にとって必要不可欠なライフラインであることから、適正な維持管理及び更新を図っていく必要があります。また、老朽化した下水道管渠に起因する道路陥没等の事故を未然に防ぎ、市民生活に多大な影響が生じないように努めていきます。

今後は、「ストックマネジメント計画」を策定し、リスク評価に基づいた下水道施設調査計画により、下水道施設の状況調査を行い、その調査結果から適切な維持補修工事及び改築工事を行っていきます。また、既設下水道管渠の延命化やライフサイクルコストの縮減を図るとともに、更新費用の平準化や受益者負担の適正化を図りながら、良質な下水道サービスの提供を持続します。

また、雨水については、10年確率降雨に基づいた雨水整備計画を策定し、計画に基づいた雨水整備を行っていきます。

(7) 点検・診断等の実施方針

- ・「ストックマネジメント計画」に基づき,リスク評価に応じて5年から25年に1度, 目視点検及びTVカメラ調査等で下水道管渠等の調査を行い,その調査結果から劣 化等が見られた下水道管渠等を抽出します。
- ・下水処理場及びポンプ場の施設についても、日常点検や動作確認等により劣化状況 の判断を行います。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠等の劣化状況から緊急度に応じて適切に補修工事及び改築工事を行うと共に、限られた財源の中で費用の平準化を図りながら事業の経営健全化に努めていきます。
- ・下水道管渠等については、更新に合わせて継手対策なども含めて耐震化を図っていきます。
- ・処理場及びポンプ場については、耐震等の診断を実施し、その結果必要な施設については、補修工事及び改築工事を行っていきます。
- ・維持管理などの運営コストの縮減に向け、民間活用を推進し、創意工夫が期待できる契約方式の検討を行います。
- ・受益者負担の適正化を図ります。

水整備計画」を策定します。

(ウ) 安全確保の実施方針

画を定めたもの。

・起こりうる浸水被害を最小限に抑えるため、現状の降雨や浸水状況を踏まえて、「雨

・「下水道BCP²¹」に基づき、災害等において円滑に対応できる体制を整備します。

54

²¹ 下水道 BCP:「災害発生時に下水道事業を継続すること」また「事業が中断しても可能な限り早期に復旧すること」を目的とし策定した計画であり、下水道の処理機能が停止するような被害を受けた場合の復旧回復と被害の最小化を図るための行動計

(6) 供給処理施設

ア現状と課題

- ・供給処理施設については、一般廃棄物の処理を行う施設として環境処理センターを整備しています。なお、芦屋浜地域及び南芦屋浜地域の一部は、廃棄物運搬用パイプライン施設による空気輸送を行っています。
- ・旧工場棟(不燃物処理)及びリサイクル棟は、建築後40年近く経過し、老朽化が進んでおり、将来計画を検討しています。
- ・焼却施設は、建築後20年近く経過し、平成32年度(2020年度)までの延命化工事は 行ったものの、次期の施設建設に向けた計画を定めていく時期であるため、将来計画 を検討しています。
- ・パイプライン施設は芦屋浜地域が昭和54年(1979年)に稼働し、南芦屋浜地域は平成10年(1998年)に稼働していますが、当初から本格的な改修は行っていないことから老朽化が進んでおり、将来計画を検討しています。
- ・各施設の更新には多額の経費が必要となり財政負担が課題となります。

イ 管理に関する基本的な方針

(7) 点検・診断等の実施方針

・予防保全を基本に、計画的に日常点検と定期点検を行います。

(イ)維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・日常点検,定期点検を通じて,基幹的設備や中央制御室等の各種機器の作動状況の 管理等を行い,効果的な施設の維持管理を実施します。
- ・ 今後も施設個別計画に基づき大規模改修費用や更新費用の平準化を図るよう計画的 に行います。
- ・パイプライン施設については、社会環境の変化及び老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。
- ・焼却施設及び資源化施設は、老朽化に対応するため、施設の延命化や新施設の整備等に当たっては、二酸化炭素排出量削減等の環境に配慮した施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。対策として、延命化、建替え、広域化等の手法を検討します。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努め、事故防止を図り、 安全対策を実施します。
- ・薬品類・毒性ガス・危険物等に対し必要な保安対策を行い,安全管理上の障害が発生した場合には,直ちに応急措置を講じます。